



保健だより

福祉保健センター

〒335-0022 戸田市大字上戸田5-6（「健康福祉の杜」敷地内）

☎ 446-6484 FAX 446-6284

開館時間 8:30～17:15

休日 第1・3日曜日、祝日、年末年始

戸田市福祉保健センター

最新の情報はホームページで確認!



※掲載している健診や教室などは、新型コロナの影響により中止や内容変更となる場合があります

妊婦・乳幼児のいる方へ

○ 妊婦・乳幼児の健診・学級など

福祉保健センター

問い合わせ 親子保健担当 ☎ 446-6491 ※申込順

下記の対象はすべて市内に住民登録のある人のみ

名称	とき	対象	内容
乳幼児健診	3/23(木) 3/7(火) 3/9(木) 3/14(火) 3/16(木) 3/22(水)	4か月児 ●R4年11月生 1歳児 ●R4年3月生 1歳8か月児 ●R3年7月生 2歳6か月児歯科健診 ●R2年9月生 3歳6か月児 ●R1年9月生 5歳児発達健診(予約制) ●年中相当児	・対象児の保護者には約2週間前に個別通知します。 ・受診に当たっては、通知内容を確認し、感染拡大防止対策にご協力ください。 ・詳しくは 戸田市 乳幼児健診 で検索ください。
離乳食個別相談	3/24(金) ※時間予約制	R4年7月生まれ ※対象月齢外の方も空き状況により予約可能。 詳しくは 戸田市 離乳食個別相談 で検索ください	※相談時間は30～40分が目安です ◎12人 ◎母子健康手帳、バスタオル、筆記用具 ◎3回食への進め方・取り分けの方法など、離乳食に関する相談 ◎3/1(水)8:30～電話で 要予約
パパママ教室	3/10(金)、11(土)、13(月)、17(金)に開催予定。	詳しくは 戸田市 パパママ教室 で検索ください。	

産後ケア事業

問い合わせ 親子保健担当 ☎ 446-6491

産後に心身の不調を感じている方、家族から十分なサポートが受けられず育児に不安を抱えている方に、助産師などが家庭訪問をしてサポートします。一人で悩まずにご相談ください。詳しくは [戸田市 産後ケア](#) で検索ください。

母子健康手帳交付・妊娠届出

問い合わせ 親子保健担当 ☎ 446-6491

インターネットで予約の上、福祉保健センターへ来所してください。詳しくは [戸田市 母子健康手帳](#) で検索ください。

定期予防接種対象者

問い合わせ 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

予防接種は感染症から守ることを目的としています。効果や副反応について理解した上で実施医療機関に予約し、接種してください。対象年齢を過ぎると有料になります。詳しくは市の『保健ガイド』、市ホームページをご覧ください。

予防接種名	対象年齢	予防接種名	対象年齢
ロタウイルス	ロタリックス(1価) 出生6週～24週*1	麻しん風しん混合(MR)	第1期 1～2歳未満
	ロタテック(5価) 出生6週～32週*1		第2期 小学校入学前の1年間
インフルエンザ菌b型(ヒブ)	生後2か月～5歳未満	水痘(みずぼうそう)	1～3歳未満
小児用肺炎球菌(13価)	生後2か月～5歳未満	日本脳炎	第1期 生後6か月～7歳6か月未満
四種混合(DPT-IPV)	生後3か月～7歳6か月未満		第2期 9～13歳未満
B型肝炎(HBV)	1歳未満	二種混合(ジフテリア・破傷風) 11～13歳未満	
BCG		ヒトパピローマウイルス(HPV)*2	小学6年生～高校1年生相当の年齢の女子

*1 生まれた日の翌日から起算します。出生6週とは、生まれてから6回目の、生まれた日と同じ曜日のことです

*2 HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日～平成18年4月1日までの間に生まれた女子を公費負担の対象とすることとなりました。接種の期間は令和4年4月～令和7年3月までの3年間となります

市不妊治療費助成事業(経過措置)

問い合わせ 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

令和4年3月31日までに開始した保険適用外の特定不妊治療(体外受精および顕微授精)を受けた一定の要件を満たす方に対して、治療費の助成をしています。

申請できる方 ①県不妊治療費助成事業実施要項による助成を受けていること ②夫婦の双方または一方が市内に1年以上住民登録していること ③市税を完納していること

助成内容 実施証明書に記載の領収金額から、県の助成金支給額を差し引いた金額に対し、7万円を限度に生涯において2回まで助成

申請期限 県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書の発行日から1年以内

交通機関

- JR 埼京線「戸田駅」から徒歩10分、「戸田ほほえみの郷」となり
- tocoバス西循環「健康福祉の杜」下車、徒歩2分

申込・問い合わせ

- 親子保健担当 ☎ 446-6491
- 成人保健担当 ☎ 446-6453
- 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

併設している団体

- 戸田市社会福祉協議会 ☎ 442-0309
- 障害者生活支援センターわかば ☎ 446-6785
- CAFEこるぼ ☎ 287-8633

対象は
全て市民

成人の方へ

○ 健診・相談・教室など

福祉保健センター

問い合わせ 成人保健担当 ☎ 446-6453 ※申込順

内容	とき・ところ	対象・定員	備考
いきさわやか相談	3/8(水) ※時間予約制	満18歳以上の市民	☒ 口臭測定、息を爽やかに保つ方法 ☒ 使っている歯ブラシ ※相談時間は1人1時間 要予約

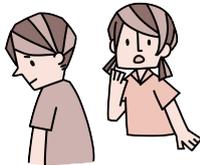
3月は自殺対策強化月間です

命の門番……「ゲートキーパー」になりましょう

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、専門家や相談窓口につなぐ人です。周りを見回してみてください。あなたの「気づき」に救われる命があります。

気づき

家族や仲間の変化に気づく



声かけ

相手に声をかける



傾聴

相手の気持ちを尊重し、話を耳を傾ける



つなぎ

専門家や相談窓口への相談を勧めたり、一緒に相談に行く



相談窓口

1人で悩まず、相談してください。話すことで、開ける道があります

相談窓口	電話	とき
福祉保健センター 成人保健担当 こころの健康相談	446-6453	● 電話相談 月～土曜日、第2・4・5日曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 ● 面接相談 月～金曜日 ※要電話予約
埼玉 いのちの電話	電話相談	048-645-4343 365日、24時間
	自殺予防 いのちの電話	0120-783-556 毎日16:00～21:00 毎月10日 8:00～翌日8:00まで
	インターネット相談	埼玉いのちの電話 <input type="text"/> <input type="button" value="検索"/>
こころのサポート@埼玉 SNS相談 友だち追加はこちら▶		令和5年3月5日～30日、 21:00～翌6:00 ※受付は終了30分前まで

こころの体温計

こころの体温計は、ストレスや落ち込み度のチェックが行える「本人モード」のほかに、「家族モード」や「赤ちゃんママモード」「ストレス対処タイプテスト」「アルコールチェックモード」があります。



携帯・スマホはこちら▶

更年期障害について

更年期障害とは男女ともに40歳代に入った頃から見られる、さまざまな体調不良や情緒不安定といった症状のことです。なんとなく不調が続いている方は、市ホームページの「更年期障害について」を参考にしてください。携帯・スマホはこちら▶



高齢者用肺炎球菌予防接種

問い合わせ 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

次の対象者は、公費助成が受けられます。期間は3月31日(金)までですので、早めに接種してください。

対象者 今まで1度も高齢者用肺炎球菌予防接種を受けたことがない方で、①または②に該当する方

- ① 令和4年4月2日～令和5年4月1日の間に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
- ② 接種当日に60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかの機能障害において、身体障害者手帳が1級の方 ※身体障害者手帳を医療機関へ提示してください

接種費用 自己負担3,000円(生涯1回のみ) ※生活保護受給者は無料

接種方法 ・医療機関に予約し、1月に郵送した「接種券(はがき)」を持って、医療機関で接種してください(紛失した方は再発行しますのでご連絡ください)
・生活保護受給者は「接種券」と「受給者証」を持って、医療機関で接種してください

早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

問い合わせ 保健政策・感染症対策担当 ☎ 446-6479

要件 医療機関において不妊検査を受け、以下の①～⑥全ての項目に該当すること

- ① 夫婦で、その双方または一方が住民基本台帳法に記載される市民 ② 検査の開始時に、妻の年齢が43歳未満
- ③ 令和4年4月1日以降に終了した検査 ④ 夫婦が共に受けた検査(不育症検査は妻のみで可) ⑤ 検査に係る期間が1年以内
- ⑥ 県内のほかの市町村で、同様の助成金などの交付を受けていない

助成内容 実施証明書の金額に対し、2万円を限度に生涯において1回まで

申請期限 検査を終了した年度末(3月31日)、ただし、1月1日～3月31日までの間に検査を終了した場合は、翌年度の6月30日まで